一一〇E	一七・二	三・四	一四・四	二・三	二五・三	四・五
一〇〇E	一五・七	三・一	一三・二	二・一	二三・二	四・一
九〇E	一四・〇	二・八	一一・七	一・八	二〇・六	三・七
八〇E	一二・五	二・五	一〇・五	一・六	一八・四	三・三
七〇E	一〇・八	二・一	九・〇	一・四	一五・九	二・八
六〇E	九・三	一・八	七・八	一・二	一三・七	二・四
五〇E	七・六	一・五	六・三	一・〇	一一・一	二・〇
四〇E	六・一	一・二	五・一	〇・八	九・〇	一・六
三〇E	四・六	〇・九	三・九	〇・六	六・八	一・二

この表において、曲げヤング係数区分は単板積層材規格第四条第一項の表八に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

第三第一号イの表九の次に次の一表を加える。

表十　B種構造用単板積層材のせん断の基準強度

水平せん断区分	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	縦使い方向	平使い方向
六五V—四三H	四・三	二・八
六〇V—四〇H	四・〇	二・六
五五V—三六H	三・六	二・四
五〇V—三三H	三・三	二・二
四五V—三〇H	三・〇	二・〇
四〇V—二六H	二・六	一・七
三五V—二三H	二・三	一・五
三〇V—二〇H	二・〇	一・三
二五V—一六H	一・六	一・〇

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第四条第一項の表四に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

第三第二号ロ中「表」を「表一」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、A種構造用単板積層材のめり込みに対する基準強度Fcvにあっては、そのめりこみ性能の表示の区分に応じてそれぞれ次の表二の数値とすることができる。

第三第二号ロの表を同号ロの表一とし、同表の前に次のように加える。

表一　集成材等のめり込みに対する基準強度

めりこみ性能の表示の区分	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
一八〇B	一八・〇
一六〇B	一六・〇
一三五B	一三・五
九〇B	九・〇

この表において、めりこみ性能の表示の区分は、単板積層材規格第四条第一項の表九に掲げる表示の区分を表すものとする。

（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第三条　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

前文中「工法をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二第一号の表㈠の項中「規格又は」を「規格」に改め、「塗装溶融五十五％アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）—一九九八に規定する鋼板及び鋼帯の規格」の下に「又はＪＩＳ　Ｇ三三五三（一般構造用溶接軽量Ｈ形鋼）—一九九〇に規定する形鋼の規格（鋼材の厚さが二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下に係る部分に限る。以下「軽量Ｈ形鋼規格」という。）」を加え、同表㈢の項中「㈡に掲げる規格（」の下に「軽量Ｈ形鋼規格を除く。」を加える。

第二第三号中「ロ、ハ、ニ又はホ」を「ハからヘまで」に改め、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　構造用鋼材のうち鋼材の厚さを二・三ミリメートル以上六ミリメートル以下としたもの（床根太及び天井根太に用いる場合に限る。）

第四第七号中「床版の枠組材」の下に「（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ。）」を、「頭つなぎ」の下に「（第五第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあっては、当該上枠。以下この号において同じ。）」を加え、同第八号中「二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする」を「次に掲げる」に、「令第八十二条第一号」を「建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号」に改め、同号に次のように加える。

イ　二階以上の階の床版を鉄筋コンクリート造とする場合

ロ　二階以上の階の床根太に軽量Ｈ形鋼又は第二第三号ロに規定する構造用鋼材（以下これらを総称して「軽量Ｈ形鋼」という。）を使用する場合

第四第九号に次のように加える。

ト　一階の床根太に軽量Ｈ形鋼を使用する場合

第五第七号中「この号」の下に「及び第十第一号」を加え、同第八号中「又は四〇六に適合する」を「若しくは四〇六に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上の」に、「又は四〇八に適合する」を「若しくは四〇八に適合する製材又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百八十四ミリメートル以上の」に改め、同第十一号に次のただし書を加える。

ただし、当該耐力壁の上枠と同寸法以上の断面を有する床版の枠組材又は小屋組の部材（たるき、天井根太又はトラスをいう。以下同じ。）を当該上枠に緊結し、耐力壁相互を構造耐力上有効に緊結する場合においては、この限りでない。

第五第十五号中「頭つなぎ」の下に「（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあっては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。）」を加える。